

広域的視点からの国の関与のあり方

～ 広域的な水域の水質改善を例として～

広域的視点からの国の関与のあり方

国の関与の必要性

- ・国家的重要水域では、広域的視点から国による調整が必要。
- ・その他県際水域においても、地方公共団体から要請がある場合には国による調整を行う。

国家的重要水域・・・総量削減計画などの水環境保全に関する法令等に位置づけられ、広域的な調整が必要な水域
(三大湾、瀬戸内海、有明海、琵琶湖)

国の関与の具体的内容

- ・県際水域においては、水環境改善のために許容される流入汚濁負荷量の都府県間配分を実施。
- ・特に国家的重要水域においては、許容負荷量の都府県間配分に加え、段階的な水質改善目標の調整や水質改善に関連する事業間の調整を図るなど積極的に関与。

参考：国の関与（流総計画、事業の直轄化）に関する過去の流域管理小委員会における主な意見
(H16/5/27, H16/6/21開催)

- ・国家的事業として三大湾を想定されているが、分権の流れとの整合性や事務配分論の面から広域的な協議会の設置が必要。
- ・国の事業として相応しいものについては、協議会による決定や公共団体からの要請というような仕掛けにより明らかになってくる。
- ・(国による)調整、監査という言葉があるほうが自治体レベルで理解しやすい。委託されて国がやるという可能性をねらうべき。

広域的視点からの国の関与のあり方

関係部局・機関との調整の「場」について

- ・広域的な水域における水環境改善に関する協議・検討を行う「場」は、その役割や検討事項などに対応して2段階の「場」が必要。
- ・調整の「場」においては、住民・NPOとも連携を図るとともに、合意した事項については、透明性確保の観点から、速やかに公表。

1. 関係機関からなる「場」

< 役割 >

- ・広域的な水域における水環境の改善・保全を目的として、必要に応じて、下水道部局・河川部局・環境部局・農林部局・政策部局等が一同に会して、それぞれの役割分担を調整・検討。

< 運営 >

- ・「広域的な水域における水質環境基準達成のための各都府県別の許容負荷量調整会議(仮称)」を設置。

【構成メンバー】

- ・国(地方整備局企画部・建政部、地方農政局)、都府県(下水道・河川・環境・農林部局)、政令市(下水道・河川・環境・農林部局)
必要に応じて、政策部局、経済産業部局なども加え、総合的な検討をする。

2. 関係下水道部局からなる「場」

< 役割 >

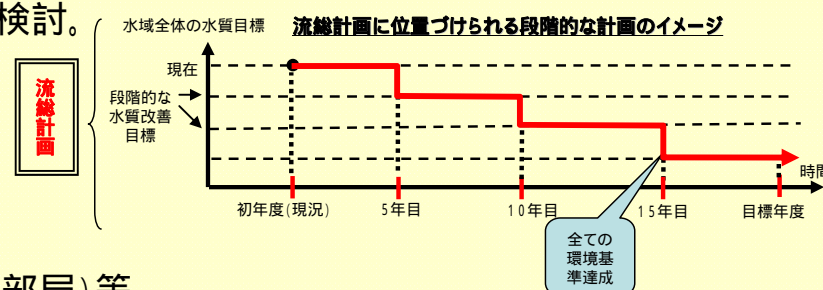
- ・流総計画に位置づける下水道に関する事項(処理水質、配置等)の調整・検討。
- ・水域に係る段階的な水質改善目標等の検討。

< 運営 >

- ・調整会議の下に、「下水道対策分科会(仮称)」を設置。

【構成メンバー】

- ・国(地方整備局企画部・建政部)、都府県(下水道部局)、政令市(下水道部局)等



広域的視点からの国の関与のあり方

関係機関・部局との調整の「場」(イメージ)

広域的な水域における水質環境基準達成のための各都府県別の許容負荷量調整会議(仮称)

分科会において、各対策にかかる詳細を検討。

下水道対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・流総計画に位置づける下水道に関する事項の調整・検討。
 ・水域に係る段階的な水質改善目標等の検討。
 【構成メンバー】
 地方整備局企画部・建設部、都府県・政令市(下水道部局)等

河川浄化対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・河川浄化施設の整備に関する事
 ・浚渫事業に関する事。
 【構成メンバー】
 地方整備局河川部、都府県・政令市(河川部局)等

環境対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・浄化槽の整備に関する事
 ・排水規制に関する事。
 【構成メンバー】
 都府県・政令市(環境部局)等

農林水産対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・施肥対策に関する事。
 ・畜産対策に関する事。
 ・森林の適正管理に関する事。
 ・養殖業に関する事。
 【構成メンバー】
 地方農政局、都府県・政令市(農林部局)等

協働・普及啓発分科会(仮称)

【検討事項】
 ・住民・NPOとの連携に関する事。
 ・水質浄化に係る活動の普及啓発に関する事。
 ・環境教育に関する事。
 【構成メンバー】
 住民・NPO・関係行政機関等

流域における負荷削減対策について

・流域が一体となった水環境改善のためには、関係機関が役割分担を明確し、それぞれ汚濁負荷削減に係る具体的対策を実施していくことが重要。

発生源別の流入負荷量の削減イメージ

